

【平成21年度白馬村保健事業計画案】

資料3

1 母子保健事業

(1) 概要

母子保健法(昭和40年法律141号)に基づき、村民を対象に母子保健向上に関する措置として、知識の普及、保健指導、妊婦届出書の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、新生児の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康診査、栄養の摂取に関する援助及びその他村が必要と認める母子保健向上に関する事業を実施する。

(2) 事業内容

事業名		対象者	内 容
健診事業	妊婦一般健康診査	妊婦	母子健康手帳交付時に受診票発行 健診は病院委託 約85人
	乳児一般健康診査	3～11ヶ月	出生届け時受診票発行・病院委託 約85人
	4ヶ月健診	4ヶ月児	問診・内科・栄養・ブックスタート 年12回
	10ヶ月健診	10ヵ月児	問診・内科・栄養・歯科指導 年12回
	1歳6ヶ月健診	1歳6ヶ月児	問診・内科・栄養・歯科・歯科指導 年6回
	2歳健診	2歳児	問診・栄養・歯科・歯科指導 年4回
	3歳健診	3歳児	問診・内科・栄養・歯科・歯科指導 年6回
健康相談及び健康教育事業	母子健康手帳の交付	妊婦	妊娠届時受理後交付及び健康相談 約85人
	マタニティ教室	妊婦・配偶者	生活・栄養・育児・歯科指導等 年6回
	訪問指導	妊産婦・新生児・要支援児	母の健康相談・育児相談 随 時
	2ヶ月相談	2ヶ月児	発達確認・育児相談 年12回
	赤ちゃんマッサージ	2ヶ月～1歳未満児	発達確認・育児相談 年20回
	支援ルーム出張相談	3ヶ月～3歳児	発達確認・育児相談 年30回
	離乳食教室	4～6ヶ月児	試食・栄養指導・咀嚼機能講話 年4回
	経過観察児育成指導 (おひさま教室等)	未就園児	親子あそび・個別課題 年9回
		未就学児	親子あそび・個別課題・親の会 年9回
		小学生	SST・ゲームあそび・親の会 年9回
	保育園・幼稚園巡回	各園相談児	心理相談・発達検査・スタッフ会議 年16回
	5歳相談	5歳児	問診・心理相談・発達検査 随 時
	園児食育指導	保育園・幼稚園	食育相談および集団指導 年2回
	園児歯科指導	保育園・幼稚園	歯科衛生士による歯科集団指導 年2回
連携	各種連絡会	関係機関	就学指導委員会、学校保健委員会 安曇養護学校、自立支援療育部会 児童相談所、食と健康を考える会

SSTとは、社会生活技能訓練のことをいう。

2 健康教育・健康相談事業

(1) 概要

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導及び村が必要とする健康増進事業を次のとおり行う。

(2) 事業内容

事業名		対象者	内 容	
健康手帳交付事業		40 歳以上の者	保健事業参加者で希望する人に配布	
健康教育事業	生活習慣病予防講演会	全村民	生活習慣病予防に関する講演会	年 1 回
	健康学習会	希望地区	地区の要望に合わせた学習会	随 時
		保健補導員 食改員等	地区活動実践者に対する学習会の開催 保健補導員 3 回、食生活改善推進員 4 回	
	病態別講座	有所見者	高血糖・脂質異常の理解・栄養指導	各 3 回
	運動実践講座	全村民	運動の実践指導	5 回×2 コース
	広報活動	全村民	生活習慣病の予防等正しい知識の普及	
健康相談事業	随時相談	全村民	電話・面接による健康相談 地区・イベント等による健康相談	随 時
	定期相談	希望者	血圧測定・健康相談・栄養相談	月 1 回
	健診相談会	特定健診受診者	特定健診当日の健康相談	随 時
		特定健診受診者	健診結果の説明・個別相談	20 日
訪問指導事業		必要な者	心身の状況等から療養上の保健指導 及び健診の結果指導が必要な者に実施	随 時

3 各種検診及び健康診査等事業

(1) 概要

健康増進法第19条の2に基づき、がん検診、肝炎ウイルス検診及び村が必要とする各種健診等を行う。
後期高齢者健診は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者の住民に対する健康診査を行う。

(2) 事業内容

事業名		対象者	内 容
がん検診	前立腺がん検診	50 歳以上の男性	血液検査（PSA(前立腺特異抗原)検査）
	胃がん検診	40 歳以上の者	バリウム造影
	大腸がん検診	40 歳以上の者	便潜血検査（2 日法）
	肺がん検診	40 歳以上の者	X 線間接撮影 喀痰細胞診
	子宮がん検診	20 歳以上の女性	細胞診診察（隔年）
	乳房検診	40 歳～74 歳の女性	マンモグラフィ検査（隔年）
後期高齢者健診		75 歳以上の者	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、診察
肝炎ウイルス検診		40 歳の者	血液検査（H C V 抗体検査・H B s 抗原検査）

4 精神保健福祉事業

(1) 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)に基づき、正しい知識の普及及び相談指導等を行うほか、村が必要と認める精神保健福祉事業を実施するとともに、関係機関及び関係諸施策と連携して事業を推進する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内 容
精神保健啓発事業	全村民	広報、村ホームページ等による啓発活動 他機関と連携し、学習会の開催及び人材育成
相談指導事業	精神障がい者及び家族	精神障がい者の福祉及び精神保健に関する相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談指導を行う。

5 感染症予防事業

(1) 概要

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)に基づき、教育活動及び広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及につき関係機関及び関係諸施策と連携して実施する。

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第106号)第53条に基づき胸部レントゲン(結核)検診を実施する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内 容
感染症予防啓発事業	全村民	結核・新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及(広報・ホームページなど)
胸部レントゲン (結核)検診	65歳以上の者	胸部エックス線間接撮影 二重読影及び必要時比較読影

6 予防接種事業

(1) 概要

予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和33年厚生省令第27号)並びにその他の法令に基づき、定期の予防接種を実施する。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内 容
予防接種事業	B C G	生後6月未満児 集団接種 4回
	ポリオ	生後3月から生後90月児 集団接種 4回
	三種混合	生後3月から生後90月児 集団接種 8回
	二種混合	11歳以上13歳未満児 集団接種 2回
	麻疹風疹混合	生後12月から24月児 集団接種 8回
		5歳以上7歳未満児 集団接種
		中学1年生に相当する年齢の者 集団接種
		高校3年生に相当する年齢の者 集団接種及び個別接種

	日本脳炎		積極的な勧奨控え中 (厚生労働省勧告)	0 回
	高齢者インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者 で、慢性の高度心臓・肺・ 腎臓及び呼吸機能等の不 全の状態にあり、身障手 帳 1 級所持者または 1 級 相当に該当する者	10 月～翌年 1 月に医療機関にて実施	随時

7 介護予防事業

(1) 概要

介護保険法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 77 号)により介護保険制度が改正となり必須事業として創設された地域支援事業(法第 115 条の 38)の介護予防一般高齢者施策及び介護予防特定高齢者施策に関わる事業を関係機関および関係諸施策と連携して実施する。

(2) 事業内容

事業名		対象者	内 容
一般高齢者施策	いどばた健康教室	一般高齢者	介護予防に関する知識の普及 各地区公民館等にて 25 ヶ所
	よりえプラザ		閉じこもり予防を目的(送迎・レク・入浴) 岳の湯にて(火)(水)に実施 定員各 15 人
	地域介護予防活動 支援事業		各種事業におけるボランティア等の育成支援 保健補導員・民生委員の協力、ボランティアの活用 地域活動組織の育成支援 いきいきサロン助成等
特定高齢者施策	特定高齢者把握事業	65 歳以上の高齢者	生活機能評価の実施および実態把握 (特定健診・後期高齢者健診・いどばた健康教室)
	まめった講座	特定高齢者	運動器の機能向上等 週 1 回×3 ヶ月を 1 クールとして実施
	口腔機能予防教室		口腔機能低下者への口腔ケア・嚥下体操指導 年 2 回
	訪問型介護予防事業		保健師・歯科衛生士による訪問指導 相談 随時

8 地区組織

(1) 概要

自主的な保健衛生活動を行う組織を中心に育成を図る。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内 容
保健補導員活動	各地区保健補導員 53 人	国民健康保険法（第 82 条）に基づき、村民の総合的健康づくり対策を推進する。 学習会 3 回、研修会 2 回（県・大北）
食生活改善推進協議会活動	会員 77 人	会員相互の親睦と資質の向上を図り、白馬村の食生活改善に寄与する。 料理講習会・学習会 4 回、委託事業（村・公民館）

9 特定健診・特定保健指導

(1) 特定健診・特定保健指導の概要

高齢者の医療の確保に関する法律及び同法に基づき特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号）に基づき、白馬村国民健康保険が実施する特定健康診査及び特定保健指導を行う。

(2) 事業内容

事業名	対象者	内 容
特定健診	国保加入者 40～74 歳	集団検診（18 日間） 身体計測・腹囲測定・血圧測定・血液検査・診察 心電図・眼底（希望者及び詳細健診対象者） 二次検査：頸動脈エコー（特定保健指導該当者）
特定保健指導	積極的指導該当者	初回面談・継続的な 3 ヶ月以上の支援・6 ヶ月後の評価（グループ支援又は個別支援）
	動機づけ指導該当者	初回面談・6 ヶ月後の評価

健康増進計画に基づく保健事業の位置づけ

1 母子保健事業

分野	事業名	平成 21 年度	健康づくりの柱（8つの柱）							
			栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
健康診査	4ヶ月健診	年 12 回	○				○		○	
	10ヶ月健診	年 12 回	○				○		○	○
	1歳6ヶ月健診	年 6 回	○	○			○		○	○
	2歳健診	年 6 回	○	○			○		○	○
	3歳健診	年 6 回	○	○			○		○	○
健康相談 健康教育	母子健康手帳交付時 健康相談	随時	○	○	○	○	○		○	
	マタニティ教室	年 3 回×3 コース	○	○	○	○	○		○	○
	訪問指導	随時	○	○	○	○	○		○	
	2ヶ月相談	年 12 回								
	赤ちゃんマッサージ									
	支援ルーム出張相談	(月)育児・栄養・発達	○				○		○	
	離乳食教室	年 4 回					○			○
	経過観察児育成指導 (おひさま教室等)								○	
	保育園・幼稚園巡回								○	
	5歳相談		○	○					○	
	園児食育指導						○			
	園児歯科指導						○			

2 健康教育・健康相談事業

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
健康教育	病態別講座	高血糖・脂質異常		○	○	○				
	いどばた健康教育	高血圧予防	○	○			○			
	地区健康教育	健康づくり一般	○	○	○	○		○	○	○
	健康講演会	生活習慣病予防								
	広報活動	広報はくばへの掲載	○	○	○	○		○	○	○
健康相談	健診時相談	個別相談	○	○	○	○				
	結果説明会	健診受診者対象	○	○	○	○				
	地区健康相談	健康づくり一般	○	○	○	○		○	○	○
	健康相談日	月1回(栄養・健康等)	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話相談・個別相談	随時	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問指導	訪問指導	保健師・管理栄養士等	○	○	○	○	○	○	○	○

3 各種検診・健康診査事業

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
がん検診	胃がん検診	40 歳以上								
	大腸がん検診	40 歳以上								
	子宮がん検診	20 歳以上女性(隔年)								
	乳房検診(マンモ)	40 歳以上女性(隔年)								
	肺がん検診	40 歳以上								
	前立腺がん検診	50 歳以上男性								
後期高齢者健診		75 歳以上						○		

4 精神保健事業

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
個別相談	電話相談・面接・訪問	保健師等								
普及啓発	広報活動・講演	こころの健康								

7 介護予防事業

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
特定高齢者	まめった講座	運動機能の向上	○	○						
	卒業生講座	運動継続・生きがい		○						
	口腔ケア講座	口腔機能の向上								○
一般高齢者	よりえプラザ	閉じこもり予防								
	いどばた健康教育	高血圧・転倒予防	○	○			○			
	運動・栄養講座	生活習慣病予防								
	地区活動支援	ふれあいサロン助成		○					○	
訪問指導	訪問指導	保健師・歯科衛生士等						○	○	○

8 地区組織育成

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
保健補導員会	保健補導員学習会	会員向け学習会	○	○			○	○		
	地区活動	活動費補助	○	○	○	○	○	○	○	○
食生活改善推進協議会	食改学習会	会員向け学習会					○	○		
	地区活動	活動費補助					○			

9 特定健診・特定保健指導

分野	事業名	平成 21 年度	栄養	運動	たばこ	アルコール	生活習慣	介護予防	こころ	歯
特定健診	特定健診	40～74 歳						○		
特定保健指導	特定保健指導	ハイリスク(積極的支援・動機づけ支援)	○	○	○	○				